

令和8年第1回月形町議会臨時会（1月16日）

会議に付した事件は次のとおりである。

議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 令和7年度月形町一般会計補正予算（第6号）

議案第3号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第4号 令和7年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

議案第5号 青北橋（下り）補修工事請負契約締結事項の変更について

発議第1号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会議案第1号 議員派遣について

- 議長 大釜 登 ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和8年第1回月形町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

議事日程第1号は、お手元に配付のとおりであります。

- ◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 大釜 登 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会期中における会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において、

西 山 富 夫 議員

滝 口 伸 議員

の両名を指名いたします。

- ◎ 日程2番 会期の決定

- 議長 大釜 登 日程2番 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

- ◎ 日程3番 議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程4番 議案第2号 令和7年度月形町一般会計補正予算（第6号）

令和8年第1回月形町議会臨時会（1月16日）

- 議長 大釜 登 日程3番 議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程4番 議案第2号 令和7年度月形町一般会計補正予算（第6号）は、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書の3ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。議案第1号は、人事院勧告に基づき、国家公務員一般職の月給とボーナス、期末勤勉手当を引き上げる改正給与法が、昨年12月16日に成立したことから、国家公務員の取扱いに準じ、月例給、ボーナスともに引き上げる改定等を行うため、職員の給与に関する条例ほか3条例の一部を改正しようとするものであります。改正内容でございますが、職員の給与に関する条例の一部改正は、第1条において、通勤手当の規定を、通勤距離区分に応じて、それぞれの手当額を引上げ、宿日直手当の規定についても、区分に応じてそれぞれの手当額を引き上げるものであります。

また、12月に支給する期末勤勉手当の支給割合を一般職員は0.025月分引上げ「100分の127.5」とし、定年前再任用短時間勤務職員についても0.025月分引上げて「100分の72.5」とし、12月に支給する勤勉手当の支給割合を、一般職は0.025月分引上げて「100分の107.5」とし、定年前再任用短時間勤務職員についても0.025月分引上げて「100分の52.5」とし、期末手当及び勤勉手当を合わせたボーナスの年間支給額は、一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員ともに0.05月分の引上げとなります。第2条は、令和8年度からの改正として、期末手当の支給割合を一般職員は、6月期末支給を0.0125月分引上げて「100分の126.25」とし、12月期末支給を0.0125月分引下げて「100分の126.25」とし、定年前再任用短時間勤務職員は、6月期末支給を0.025月分引上げて「100分の71.25」とし、12月期末支給を0.0125月分引下げて「100分の71.25」とするものであります。

また、勤勉手当の支給割合を一般職員は、6月勤勉手当支給を0.0125月分引上げて「100分の106.25」とし、12月勤勉手当支給を0.0125月分引下げて「100分の106.25」とし、定年前再任用短時間勤務職員は、6月勤勉手当を0.0125月分引上げて「100分の51.25」とし、12月に支給する勤勉手当の支給割合を、0.0125月分引下げて「100分の51.25」、期末手当及び勤勉手当を合わせたボーナスの年間支給割合は、一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員ともに0.05月分の引上

令和8年第1回月形町議会臨時会（1月16日）

げとなります。令和8年度の期末手当及び勤勉手当を合わせたボーナスの年間支給割合は、令和7年度と同様の支給割合となります。月例給につきましては、別表第1、別表第3、別表第4の改正によるものであります。

次に、4ページをお開きください。常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正は、第3条において、12月に支給する期末手当の支給割合を、0.05月分引上げて「100分の235」とするものであります。第4条は、令和8年度からの改正として、6月に支給する期末手当の支給割合を0.025月分引上げて「100分の232.5」とし、12月に支給する期末手当の支給割合を0.025引下げて「100分の232.5」とするもので、期末手当の年間支給割合は、令和7年度と同様の支給割合となります。

次に、5ページでございます。一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、第5条において、給料表を改定するとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を0.025月分引上げて「100分の97.5」、勤勉手当を0.025月分引上げて「100分の90」とするものであります。第6条は、令和8年度からの改正として、6月に支給する期末手当の支給割合を0.0125月分引上げて「100分の96.25」とし、12月の支給割合を0.0125月分引下げて「100分の96.25」とするものであります。

また、6月に支給する勤勉手当の支給割合を0.0125月分引上げて「100分の88.75」とし、12月の勤勉手当の支給割合を0.0125月分引下げて「100分の88.75」とするものであり、期末手当及び勤勉手当合わせたボーナスの年間支給割合は、令和7年度と同様の支給割合となります。

6ページをお開きください。第7条は、月形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、第33条の次に第34条を加え、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について遡及改定しないことを規定し、第8条において、会計年度任用職員は別表第1の全部改正について、令和8年度より適用することを定めるものであります。附則であります。第1条第1項、この条例は公布の日から施行しますが、第1条第2項、第2条及び第3条の規定は、令和7年4月1日から適用するものであります。

続きまして、議案書の27ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第2号 令和7年度月形町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明を申し上げます。第1条ですが、補正予算第6号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億47万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,303万5,000円とするものであります。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、28ページから29ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

令和8年第1回月形町議会臨時会（1月16日）

それでは事項別の説明をいたしますので、42ページをお開きください。最初に歳出でございます。1款 議会費 1項 議会費 1目 議会費、補正額8万4,000円の増額。説明欄のとおりでございますが、議員の期末手当の増額でございます。人事院勧告の準拠による期末手当額の増額でございます。

続きまして、44ページをお開きいただきまして、2款 総務費 1項 総務管理費 2目 職員給与費、補正額132万円の増額です。説明欄でございますが、特別職給与費、期末手当10万6,000円の増額、人事院勧告に基づく改定に伴う増額でございます。一般職給与費121万4,000円の増額、人事院勧告に基づく給料及び各手当の改定に伴う増額で説明欄の記載のとおりでございます。

続きまして、46ページをお開きください。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額1,073万円の増額でございます。説明欄でございますが、医療福祉施設物価高騰支援事業、交付金といたしまして、医療・福祉施設物価高騰支援事業でございます。この費目以降ですね、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業といたしまして、食料品の特別加算分を含めた9,553万7,000円の重点支援地方創生臨時交付金の交付予定となつてございまして、以降の補正予算につきましては、主に重点支援地方交付金を財源とした各事業の増額補正となっております。この重点支援地方交付金の事業内容につきましては、国の推奨メニューを中心に、各分野への支援規定を整備し、予算計上するものであります。なお、既に予算計上してございますプレミアム商品券のプレミアム分600万円、子どもへの給食無償化事業355万5,000円、農業集落排水事業電気料の高騰分234万4,000円につきましては、本交付金を充当することといたしまして、重点支援地方交付金9,553万7,000円に対して、事業費の総額は1億380万3,000円とし、不足分826万6,000円は、一般財源を充てることとしてございます。引き続き、説明をいたしますが、2目 老人福祉費、補正額41万2,000円の増額、介護保険事業の特別会計の繰出金でございます。

続きまして、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、補正額1,037万円の増額。説明欄でございますが、物価高対応子育て応援手当給付事業537万円の増額でございます。これにつきましては、国の物価高騰対応子育て応援手当給付事業といたしまして、児童手当の対象者に一律2万円を給付するものでございまして、給付金及び事務経費で、今回の臨時給付金とは別の国の給付事業でございます。

続きまして、すこやか子育て応援手当給付事業500万円の増額、上記の国の児童手当とは別に、今回の重点支援地方臨時交付金を財源とするすこやか

令和8年第1回月形町議会臨時会（1月16日）

子育て応援手当として、物価高騰で費用がかさむ子育て世帯に、燃料費や食糧費に係る費用の一部を助成する目的で、0歳から18歳までの児童に対して、1人当たり2万円を助成をするものでございます。

続きまして、48ページをお開きください。6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費、補正額1,289万円の増額。説明欄でございますが、農業資材等物価高騰対策支援事業といたしまして、農業資材等の価格高騰によって生産コストが増加している農業者への支援金として、農業収入1,000万以上が10万円、農業収入が300万円から1,000万円までが5万円、100万円から300万円までが2万円の助成をするものでございます。

続きまして、4目 農地費、補正額843万4,000円の増額。説明欄のとおり農業集落排水事業会計への繰出金となっております。

続きまして、50ページをお開きください。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額5,338万5,000円の増額。説明欄でございますが、物価高騰対策地域振興商品券事業といたしまして、5,338万5,000円の増額でございますが、米などの食料品の高騰による負担を軽減するため、町内で使用できる1人当たり2万円の商品券を交付するもので、商品券5,000万円及び事務経費として消耗品費、通信運搬費、商品券発行業務委託料を計上するもので、月形商工会に発行業務を委託するものでございます。

続きまして、3目 ふるさと公園費、補正額146万5,000円の増額。説明欄でございますが、ふるさと公園管理経費補助金、公衆浴場物価高騰対策支援事業といたしまして、月形町保養センターの公衆浴場に対する物価高騰対策支援といたしまして、保養センターの令和4年度の重油の燃料費と、令和6年9月から令和7年8月までの重油燃料費の高騰差額分相当を補助するものでございます。

続きまして、52ページをお開きください。9款 消防費 1項 消防費 1目 消防費、補正額138万8,000円の増額でございます。説明欄のとおりでございますが、岩見沢地区消防事務組合の負担金といたしまして、人事院勧告に基づく給料及び各手当の改定に伴う増額でございます。

続きまして、議案書36ページをお開きください。歳入でございます。14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、補正額9,553万7,000円の増額、説明欄のとおりでございます。

続きまして、2目 民生費国庫補助金、補正額537万円の増額。説明欄でございますが、物価高対応子育て応援手当支援事業の補助金となっております。

38ページをお開きください。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰

令和8年第1回月形町議会臨時会（1月16日）

越金、補正額307万1,000円の増額でございます。

40ページをお開きください。21款 町債 1項 町債 2目 民生債、補正額350万円の減額。説明欄でございますが、認定こども園利用者負担等の無償化事業の起債ということで、3歳から5歳の給食費無償化に係る経費に重点支援地方創生臨時交付金を活用することにいたしまして、起債の借入額の減額をするものでございます。

続きまして、議案書30ページをお開きください。補正予算第2条 地方債の補正で、認定こども園利用者負担等無償化事業の限度額を補正するものでございます。

以上で、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第2号 令和7年度月形町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 46ページまたは41ページの児童福祉総務費について、46ページの児童福祉総務費において、補正額の財源内訳に認定こども園の利用者負担等の無償化事業がマイナス350万円と計上されています。先ほどの説明では、臨時交付金の充当によるものであるとのことでしたが、これは地方債に対して交付金を充当し、付け替えを行ったという理解でよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 おっしゃるとおりでございます。今回の重点支援地方創生臨時交付金を充当させていただきまして、起債の借入額を減額するものでございます。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 素朴な疑問として、当初予算において970万円の地方債借入れを予定していた中で、そのうち350万円を入れ替える、あるいは付け替える形で充当したということになりますが、その350万円について、地方債に充当する以外に、他の事業に取り組む、あるいは個別事業の充実を図るといったことは考えられなかったのかお聞かせください。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 子ども園の利用者負担無償化事業につきましては、当初、町債で計上してございましたが、今回の重点支援地方創生臨時交付金を充当することにより、他の起債対象事業に振り替えることを想定しておりま

令和8年第1回月形町議会臨時会（1月16日）

す。先ほどは減額と言いましたが、実際には他事業へ起債を振り替えるという考え方でございます。

また、他の事業につきましては、先ほど説明したとおり、既に予算化している事業であるプレミアム商品券のプレミアム分600万円、子ども園の給食費無償化事業、農業集落排水事業における電気料高騰分について、重点支援地方創生臨時交付金を充当する考えでございます。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 他の2件についても充当する旨の説明があったため、本件では子ども園関係に限って質問させていただきましたが、確認です。他の事業への振替等については、現在検討段階であるということですね。了解しました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 51ページの7款 1項 3目 ふるさと公園費、ふるさと公園管理経費の公衆浴場物価高騰対策支援事業についてですが、いろいろ物価が高騰しておりますので、このような名目で補助を行うことに関しては、異存はないところですが、理由のご説明の中で、令和4年及び令和6年の重油価格高騰との差額を根拠として補助を行うという説明があったのですが、過去に遡ってそれを根拠にするという理解でよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 おっしゃるとおりでございます。過去に遡っての費用と、リニューアルオープン後の令和6年から1年間分の燃料費を比較し、その差額を今回の補助金として計上させていただいたということでございます。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 ということは、令和6年度と令和7年度の比較ということでしょうか。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 リニューアルオープン後の令和6年9月から令和7年8月までの1年間の燃料費との比較となっております。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 了解いたしました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

令和8年第1回月形町議会臨時会（1月16日）

お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程5番 議案第3号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長 大釜 登 日程5番 議案第3号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 藤原 栄一 議案書の57ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第3号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。第1条ですが、補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,270万6,000円とするものであります。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、58ページから59ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

それでは事項別の説明をいたしますので、68ページをお開きください。最初に歳出でございます。3款 地域支援事業費 2項 包括的支援事業・任意事業費 1目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、補正額22万5,000円の増額。説明欄でございますが、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、人件費に当たりますが、今回の人事院勧告に基づきます給料及び各手当の改定に伴う増額でございます。

続きまして、2目 総合相談事業費、補正額18万7,000円の増額。説明欄でございますが、総合相談事業費、人件費1名の増額でございます。人事院勧告に基づく給料及び各手当の改定に伴う増額でございます。

続きまして、66ページをお開きください。歳入でございます。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 2目 その他一般会計繰入金、補正額41万2,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

令和8年第1回月形町議会臨時会（1月16日）

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第4号 令和7年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

- 議長 大釜 登 日程6番 議案第4号 令和7年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書73ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第4号 令和7年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部、1款 下水道事業収益 2項 営業外収益173万5,000円増額し、下水道事業収益の総額を1億2,798万7,000円とするものであります。支出の部、1款 下水道事業費用 1項 営業費用173万5,000円増額し、下水道事業費用の総額を1億2,793万6,000円とするものであります。補正予算第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収入の部では、1款 資本的収入 2項 他会計補助金669万9,000円増額し、資本的収入の総額を3,447万円とするものであります。支出の部では、1款 資本的支出 1項 建設改良費669万9,000円増額し、資本的支出の総額を6,490万2,000円とするものであります。今回の農業集落排水事業の会計補正予算につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業といたしまして、下水処理施設の経費の削減につながる施設設備の改修を行い、維持コストの削減を行うことで、利用者負担額の現状維持を図ることを目的とするものでございます。

それでは、86ページをお開きください。収益的支出でございます。1款 下水道事業費用 1項 営業費用 2目 処理場費、補正予定額173万5,000円の増額。説明欄でございますが、処理施設照明のLEDへの更新といたしまして、月形地区終末処理施設の非常用を含む照明設備のLED化を行うものでございます。

続きまして、84ページをお開きください。収益的収入でございます。1款

令和8年第1回月形町議会臨時会（1月16日）

下水道事業収益 2項 営業外収益 1目 他会計補助金、補正予定額173万5,000円の増額、一般会計の繰入金でございます。

続きまして、90ページをお開きください。資本的支出です。1款 資本的支出 1項 建設改良費 2目 処理場建設改良費、補正予定額669万9,000円の増額。説明欄でございますが、月形地区終末処理場におけるブローポンプのインバーターの導入に係る工事費用でございます。

続きまして、88ページをお開きください。1款 資本的収入 2項 他会計補助金 1目 他会計補助金、補正予定額669万9,000円増額、一般会計の繰入金でございます。

次に、74ページに戻っていただきまして、第4条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額につきまして、4,476万6,000円から5,320万円に改めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第5号 青北橋（下り）補修工事請負契約締結事項の変更について

- 議長 大釜 登 日程7番 議案第5号 青北橋（下り）補修工事請負契約締結事項の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書93ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第5号 青北橋（下り）補修工事請負契約締結事項の変更について、ご説明を申し上げます。令和7年9月3日議決、同年9月10日契約締結の青北橋（下り）補修工事請負契約の締結事項を次のとおり変更したいので、議会の議決を求めるものであります。記といたしまして、変更内容ですが、4 契約金額中「1億2,778万2,600円」を「1億2,818万1,900円」に、39万9,300円増額をするものでございます。契約金額を

令和8年第1回月形町議会臨時会（1月16日）

増額する理由でございますが、河川の泥等の堆積によりまして、河床高の変動に伴い、橋脚の塗装範囲及び塗膜かすの産廃量の減が生じてきたわけでございますが、施工時の水位の上昇が著しく、仮設の土のうの数量が増えたことによりまして設計額の変更となったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 発議第1号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程8番 発議第1号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 発議第1号をご覧ください。発議第1号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条第1項の規定により提出するものです。令和8年1月16日の提出です。なお、発議の賛成者として、月形町議会議員 松田順一議員、同じく東出義幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明します。

月形町議会議員の期末手当につきましては、月形町常勤特別職の期末手当と同様に、人事院勧告に基づくほか、議会改革の議論を行う中で改定を行ってきたところであります。

令和7年は、8月7日付けで人事院から給与改定について国に勧告がなされたところであり、これを受けて11月11日に人事院勧告どおり国家公務員の給与改定を行う閣議決定がなされ、12月16日に法案が成立しました。

令和8年第1回月形町議会臨時会（1月16日）

これらを踏まえ、月形町常勤特別職及び月形町職員の動向も勘案しながら、議員の期末手当の改定について検討した結果、月形町常勤特別職の期末手当についても、今回改定することとされていることから、町提案条例に準拠し、本条例の一部改正を提案するものであります。

改正内容について説明します。改正内容は、期末手当を0.05月引き上げるもので、第1条として、令和7年度の12月に支給する期末手当の率を「100分の230」から「100分の235」に改め、第2条として、令和8年度からの6月及び12月の期末手当の支給率を「100分の232.5」に改めるものです。附則として、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定については、令和8年4月1日から施行するものです。また、第1条の改正後の規定は、令和7年12月1日から適用するものです。

以上、提案の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 お諮りいたします。本件につきましては、この際、質疑、討論を省略し、原案のとおり可決したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、発議第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 会議案第1号 議員派遣について

○ 議長 大釜 登 日程9番 会議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり、決定したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

○ 議長 大釜 登 以上で本臨時会に付議された案件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもって令和8年第1回月形町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時45分閉会）